

南阿蘇村 復興むらづくり だより



復興推進課
TEL(67) 1113

■被災宅地の復旧費補助

2020年3月31日が申請および事前届出の提出期限です！

宅地ののり面、擁壁、地盤の復旧、基礎の傾斜修復工事など、被害を受けた宅地の復旧に要する費用の一部を補助する事業(平成28年熊本地震復興基金を活用)は2020年3月31日が申請期限となります。

期限以内に申請が出来ない人は事前届出を行っていただく必要があります。事前届出をしていない人は補助を受けられない場合がありますので、必ず期限内に事前届出を行ってください。

すでに申請書を提出している人は事前届出の必要はありませんが、相談のみを行った人は事前届出が必要となりますので、ご注意ください。

【対象となる宅地】

平成28年熊本地震の発生時に、人が住んでいる住宅が建っていた宅地

※地震後に購入した宅地、地震発生時に人の住める家屋がなかった宅地などは対象外です。

【補助額】

工事にかかった額から50万円を引いた額に3分の2を乗じた額(補助額の上限額633万3千円)

【事前届出に必要なもの】

- ・事前届出書(役場復興推進課窓口でのお渡し、または村ホームページよりダウンロードできます。)
- ・宅地の被災状況を確認できる資料(写真など)を印刷してお持ちください。
- ・印鑑

【申請書等提出先】

役場 復興推進課窓口

【お問合せ先】

復興推進課 宅地復旧係

TEL 0967(67) 1113

■被災者生活再建支援金の申請について

熊本地震による住宅の被害の程度や再建方法に応じて支援金が支給される被災者生活再建支援金の申請期限が、次のとおり延長されることが決定しました。

○基礎・加算支援金の申請期限

【現行】2020年5月13日まで

【延長後】2021年5月13日まで

■立野から歩く文化を発信！

熊本に「歩く文化」を創造することを目的に熊本県が策定した「WAWくまもと構想」の一環として、1月25日に立野地域でフットパスを実施しました。コースの途中では熊本地震から4年ぶりに復活した木之内農園の協力で、もぎたてイチゴ試食が行われました。また昼食には立野地区の有志女性による「たんぽぽの会」から郷土料理がふるまわれ、参加者の皆さんは舌鼓を打っていました。

翌26日には、宇土市民会館にてWAWくまもとネットワーク設立記念大会が行われました。大会では立野わかもん会を代表して丸野隆大さんが「地域が元気になるきっかけとしてのフットパス」というタイトルで立野地域での活動を報告し、会場からは大きな拍手が湧き起こりました。



■くまもとアートポリス推進賞を受賞しました。

第24回くまもとアートポリス推進賞の表彰式が1月30日に県庁で行われ、41点の応募の中から推進賞の5件と次点の選賞5件に熊本県知事から賞状が渡されました。南阿蘇村からは「南阿蘇村買取型災害公営住宅馬立団地」と「地獄温泉青風荘、すずめの湯」が推進賞に選ばれました。受賞を受けて吉良村長は、「立野地区は震災後360世帯から164世帯に減っていたが、馬立団地の完成などもあり少しずつ世帯が戻ってきている。2020年度には国道57号線やJR豊肥線が開通する予定なので、さらに賑わいを取り戻すことを期待している」とあいさつされました。



南阿蘇村買取型災害公営住宅馬立団地

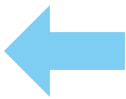
く熊本地震で住宅が被災した方へ 住宅金融支援機構からの お知らせ

住宅金融支援機構では、平成28年熊本地震で被災した住宅を復旧するための「災害復興住宅融資（建設資金、購入資金（新築住宅・中古住宅）、補修資金）」の申込受付を現在行っているところですが、被災された方による住宅再建等を継続的に支援するため、借入申込の受付期限を1年間延長する方向で準備を進めています。
なお、正式に決定した場合には、住宅金融支援機構ホームページ等を通じてお知らせしますのでご確認ください。

〈申込受付期限〉

現行

令和2年3月31日



見直し後（予定）

令和3年3月31日

復旧



〈相談会の開催〉

災害復興住宅融資に関する相談会を開催しています。お早めにご相談ください。

- ・熊本市役所（1階ロビー）
毎週月・金曜日 午前10時～午後4時
 - ・益城町役場仮設庁舎
毎週木曜日 午前10時～午後4時
- ※相談会場へ行くことが難しい場合は役場復興推進課へご相談ください。

〈問い合わせ〉

住宅金融支援機構 お客様コールセンター
ター（災害専用ダイヤル）
TEL 0120(086)353（通話無料）

※国際電話等をご利用いただけない場合は、
048(615)0420

におかけください（通話料金がかります）。
※電話相談は、土曜日および日曜日も実施
します。受付時間は午前9時～午後5時
で、祝日および年末年始を除きます。